

## くらしのガイド及び子育て情報誌協働発行业務候補者選定に係る実施要項

### 1. 目的

この要項は、くらしのガイド及び子育て情報誌協働発行业務の協働候補者を選定する手続き等について定めるものとします。

### 2. 業務内容

くらしのガイドについては別紙1-1を、子育て情報誌については別紙1-2を参照のこと。

### 3. 候補者選定の方法

提案書等の審査によるプロポーザル方式

### 4. 参加資格要件に関する事項

次の事項を満たしていること

- (1) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 国税及び県税並びに市町村税について滞納がないこと。
- (6) 逗子市の入札参加資格を有し、「広告・宣伝委託」又は「デザイン製作委託」に登録していること。
- (7) 他の地方公共団体と協働した類似業務（日常生活に必要な身近な情報を分かりやすく紹介する総合的な冊子を編集及び発行する業務）の実績が5団体以上あること。
- (8) 契約期間は令和11年9月30日までとし、くらしのガイド及び子育て情報誌を各2回発行できること。

### 5. 提出書類及び提出方法

- (1) 質問書の提出について

- ① 提出期限 令和6年8月5日（月）16時（必着）
- ② 提出書類 質問書（様式1）
- ③ 提出方法 電子メール

E-mail : kouhou@city.zushi.lg.jp

\*8月5日（月）17時までに受信確認のメールを送ります。届かない場合は連絡してください。

- ④ 回答方法 令和6年8月8日（木）17時までに市ホームページに掲載  
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kurashiguide/1010579.html>

## （2）参加意向の申出について

- ① 提出期限 令和6年8月15日（木）16時（必着）
- ② 提出書類 プロポーザル参加意向申出書（様式2）
- ③ 提出方法 持参又、郵送、ファクス、電子メール  
\*持参以外の場合は提出した旨を電話で連絡してください。
- ④ 提出部数 1部

## （3）提案書等の提出について

- ① 提出期限 令和6年8月26日（月）16時（必着）
- ② 提出書類 企画提案書（詳細は別紙2提案書作成要領を参照のこと）、会社概要（様式自由、A4用紙1枚）、他自治体で制作したもの及び類似業務で制作したもの等、3種以上の見本誌（5種以内）
- ③ 提出方法 持参又は郵送  
\*郵送の場合、8月26日（月）17時までに受領確認のメールを送ります。届かない場合は連絡してください。
- ④ 提出部数 6部

## 6. 選考方法等に関する事項

### （1）審査について

提出された提案書等について、くらしのガイド及び子育て情報誌協働発行業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会が審査を行います。

### （2）選考基準 別紙3審査採点表のとおり

\*一社のみ提案だった場合には別紙3を使用した審査は実施せず、別紙4「審査表」を使用した審査とします。

## 7. 結果に関する通知

選考結果は、9月上旬に提案者に文書で通知し、市のホームページでも公表します。

## 8. その他

- (1) 制作にあたっては、くらしのガイドと子育て情報誌それぞれ1人ずつ担当者を選任してください。
- (2) 当該案件に関する事項について、電話及び口頭による問い合わせには一切回答しません。
- (3) 提出された提案書は返却しません。ただし、逗子市は提案書を当該案件の評価以外の目的で提案者に無断で使用しません。
- (4) 提案書の提出後はその追加及び変更は認めません。